

FATF第5次対日相互審査 —マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策—に向けて

令和8年9月24日

財務省国際局

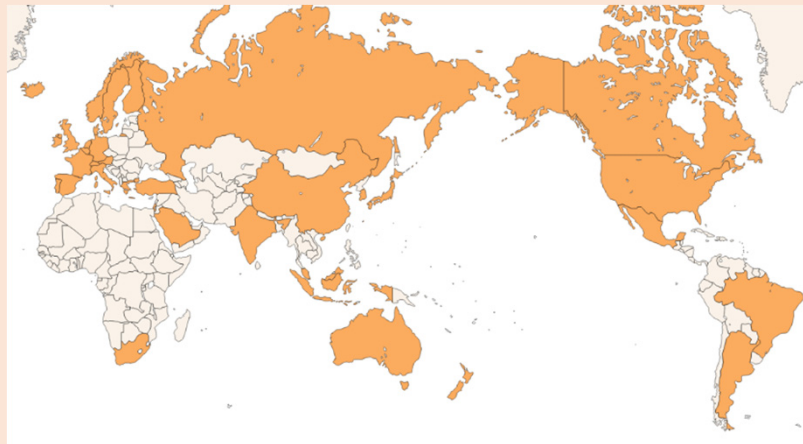
金融活動作業部会(FATF:Financial Action Task Force)

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融^(注)対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、加盟国間で相互審査を実施。
- 38か国・地域及び2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体(FSRB:FATF-Style Regional Bodies)を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。

(注)大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与



FATF



(FATF加盟国一覧)

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATF型地域体(FSRB)

地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

地域
①APG：アジア太平洋（日本はメンバー）※
②CFATF：カリブ
③EAG：ユーラシア（日本はオブザーバー）
④ESAAMLG：東・南アフリカ
⑤GABAC：中央アフリカ
⑥GAFILAT：ラテンアメリカ
⑦GIABA：西アフリカ
⑧MENAFATF：中東・北アフリカ
⑨MONEYVAL：欧州（日本はオブザーバー）

※日本は2024年9月から2026年の年次総会まで約2年間、交代制共同議長を務める。

マネー・ローンダリング等対策の国際基準への対応

FATF概要

FATF: Financial Action Task Force (金融活動作業部会)

- 2021年の第4次対日相互審査において、日本は**重点フォローアップ国**。
※指摘事項への対応のため、関係法令を束ねた「FATF勧告対応法」が成立(2022年12月)。
- **第5次対日相互審査は2028年夏頃**の予定。

<評価の分類>

通常フォローアップ国

重点フォローアップ国

… 3年後までに進捗を示す必要

観察対象国

… 1年後までに進捗を示す必要

※アイスランド、トルコ、南アフリカの3か国

グレイリスト
ブラックリスト

※現状、北朝鮮、イラン、ミャンマーのみ

※G7各国の第4次相互審査結果

- ・ 通常フォローアップ国：英国、イタリア、フランス
- ・ 重点フォローアップ国：日本、米国、カナダ、ドイツ

<観察対象国、グレイリスト・ブラックリストになった場合の影響>

- ハイレベル使節団の派遣・調査、国名公表、メンバーシップ停止・除名。
- 国名公表された場合、各国の金融機関は当該国の金融機関との取引においてリスク管理を強化。

第4次対日相互審査結果(2021年8月)

◆有効性の評価(IO)

評価項目		評価
1	マネロン/テロ資金リスクの評価	S
2	国際協力	S
3	金融機関等の監督	M
4	金融機関等によるマネロン/テロ資金対策	M
5	法人等の悪用防止	M
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	S
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8	マネロン収益の没収	M
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

適
↑
↓
不適

High
Substantial
Moderate
Low

(有効性の評価)

◆法令等の整備状況(TC)

内容		評価
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC
2	国内関係当局間の協力	PC
3	資金洗浄の犯罪化	LC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC
5	テロ資金供与の犯罪化	PC
6	テロリストの資産凍結	PC
7	大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁	PC
8	非営利団体 (NPO)の悪用防止	NC
9	金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C
10	顧客管理	LC
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC
12	PEP (重要な公的地位を有する者)	PC
13	コルレス銀行業務	LC
14	送金サービス提供者の規制	LC
15	新技術の悪用防止	LC
16	電信送金 (送金人・受取人情報の通知義務)	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A

内容		評価
18	金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC
19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC
20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC
21	内報禁止及び届出者の保護義務	C
22	DNFBPにおける顧客管理	PC
23	DNFBPによる疑わしい取引の報告義務	PC
24	法人の実質的支配者	PC
25	法的取極の実質的支配者	PC
26	金融機関に対する監督義務	LC
27	監督当局の権限の確保	LC
28	DNFBPに対する監督義務	PC
29	FIUの設置義務	C
30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
31	捜査関係等資料の入手義務	LC
32	キャッシュ・クーリエ (現金運搬者) への対応	LC
33	包括的統計の整備	LC
34	ガイドラインの策定義務	LC

内容		評価
35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
36	国連諸文書の批准	LC
37	法律上の相互援助、国際協力	LC
38	法律上の相互援助：凍結及び没収	LC
39	犯人引渡	LC
40	国際協力 (外国当局との情報交換)	LC

適
↑
↓
不適

Compliant
Largely-Compliant
Partially-Compliant
Non-Compliant

(法令等の整備状況)

※第1回対日相互審査フォローアップ報告書(2022年9月公表)では勧告2がLCに格上げ。

第2回対日相互審査フォローアップ報告書(2023年10月公表)では勧告5、6、24、28がLCに、勧告8がPCに格上げ。

第3回対日相互審査フォローアップ報告書(2024年10月公表)では勧告7、8、12、22、23、25がLCに格上げ。

第5次対日相互審査のスケジュール



面談あり



書面

※現時点。今後一部変更の可能性あり。

主体	～2027年 6月	2027年7月～2028年6月	2028年7月～2029年6月
加盟国			
FATF 審査員			
事前準備期間			
日本政府			

事前準備期間

リスク評価・
申告書提出①(10月)

口頭プレゼンテーション(11月)

申告書提出②(1月)

オンサイト審査(夏頃)

対面会合(12月)

第5次報告書採択(全体会合 2月)

FATF勧告(法人の悪用防止)の要請

背景

○ 国際的な法人等の支配関係の透明性向上の必要性

- 実体のない法人を悪用した事例が多数明らかになり、法人の実質的支配者 (Beneficial Ownership: BO)の把握が必要との問題意識が国際的に増大。

※実質的支配者とは、法人の意思決定を実質的にコントロールすることができる自然人。

- FATF第4次対日相互審査後の2022年3月、FATFはBOに関するFATF勧告を強化・改訂。
- FATF勧告は各国に対して、以下の点につき法整備を行い実施することを要求。
 - ① すべての法人に対しBO情報の把握を義務付けること
 - ② 法人が自ら把握したBO情報の公的機関への届出を義務付けること
 - ③ 捜査当局等が公的機関の情報にタイムリーにアクセスできること

海外諸国の状況

- G7の中で、BO情報の届出を義務付ける制度がないのは日本のみ。



法人のBO情報の把握・登録等に関する制度を整備するため、
新たな法律により対応する必要

政府文書における「法人の実質的支配者(BO)」関連

骨太の方針2026

○ 経済財政運営と改革の基本方針2026(2026年7月21日閣議決定)(抄)

3. 国民の安全・安心の確保

(3) 治安・安全の確保

マネロン対策や経済安全保障等への対応に向け、**法人の実質的支配者情報の登録等の立法化を早急に進める**(注)。

(注)夏のFATF(金融活動作業部会、Financial Action Task Force)第5次対日相互審査を見据えた対応。

犯罪対策閣僚会議

○ 詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策(2026年7月28日)(抄)

1 特殊詐欺対策

(4) 国内における治安力の強化

ウ 法人の実質的支配者情報の登録等に関する法制度の整備

FATF(金融活動作業部会)の第5次対日相互審査を見据え、マネロン対策等にも資するよう、関係省庁と連携して**法人の実質的支配者情報の登録等の立法化を早急に進める**。

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

○ 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策(2026年1月23日)(抄)

第2 土地取得等のルールの中身を、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

1. 土地所有等情報の透明性向上

iv 今後の課題

・ 土地等を所有している者が法人の場合に、当該法人を実質的に支配している者(実質的支配者)の国籍等の把握をより強化する必要がある。政府においては現在、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する多国間の枠組みであるFATF(金融活動作業部会)の第5次対日相互審査(夏頃)に向け、**法人の実質的支配者の把握強化を検討**しており、この検討と連携して土地等の実質的所有者を把握する仕組みについての検討を進める。

【参考資料】

マネロン・テロ資金供与・拡散金融

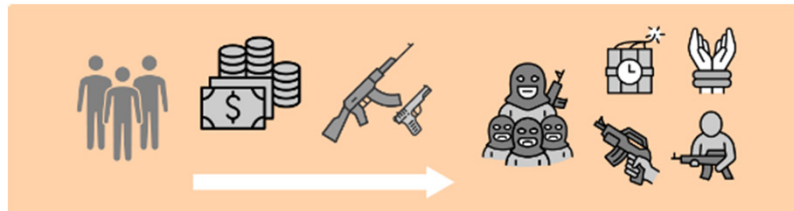
マネロンとは？



マネー・ローンダリング(Money Laundering:資金洗浄)の略称。

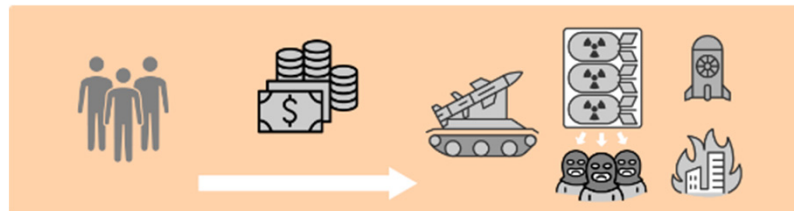
マネロンとは一般に、**犯罪によって得られた収益**を、他人名義の口座へ振込入金することや、偽名を使用して盗品等を売却すること等で、**その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為**をいう。

テロ資金供与とは？



テロ行為の**実行資金**、テロ組織の**活動資金**等のために、**資金や場所**等を収集・提供等する行為のことをいう。

拡散金融とは？



大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)等の開発、保有、輸出等に関与するとして**資産凍結等措置の対象となっている者**に、資金または金融サービスの提供をする行為のことをいう。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する政府の構図

FATF全体会合(国際会議)

Head of Delegation: **財務省**

日本代表団: 警察庁・金融庁・法務省・外務省

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議 (日本国内(局長級))

【共同議長】

財務省、警察庁

【幹事】

金融庁、法務省、外務省

※()は主な関係事業者

【構成員】

財務省(金融機関、両替、日本政策投資銀行)

金融庁(金融機関、公認会計士)

法務省(司法書士)

内閣官房

内閣府(NPO法人、公益法人)

警察庁

個人情報保護委員会

カジノ管理委員会

証券取引等監視委員会

総務省(郵便、行政書士、電話受付転送サービス)

公安調査庁

外務省

国税庁(税理士)

文部科学省(学校法人、宗教法人)

厚生労働省(労働金庫、医療法人、社会福祉法人)

農林水産省(農協、漁協、商品先物)

経済産業省(クレジットカード、ファイナンスリース、商品先物、商工中央金庫、宝石貴金属業者、郵便物受取サービス)

国土交通省(宅建業者、不動産特定共同事業者)

環境省

防衛省

- FATF第5次対日相互審査についての連載を開始。(財務省広報誌『ファイナンス』)
- 審査に向けた取組の全体像や、官民が連携して対応していく重要性等を紹介。
- 毎月1回、IO(有効性評価)ごとに、資金移転対策室の職員がポイントを解説。



5次のトリセツ

—FATF 第5次対日相互審査で示す官民のチカラ—

—第4回：IO3（金融機関等の監督・予防措置）—

国際局 資金移転対策室 課長補佐
資金移転対策係長

土屋 淳史
茅根 光洋

【目次】

1. はじめに
2. FATF 審議の要綱（IO3）
 - (1) IO3 の位置づけ
 - (2) IO3：金融機関等の監督及び予防措置
 - (3) 第5次相互審査までの評価ポイントの変更点
3. FATF 第5次相互審査までの各国への指摘事項
 - (1) マレーシア
 - (2) ベルギー
 - (3) イタリア
 - (4) オーストラリア
 - (5) シンガポール
 - (6) コロンビア
4. 第5次相互審査までの日本への指摘事項
 - (1) 金融機関等の監督、予防措置に関する主な指摘事項
5. 第5次相互審査までの日本の政府の取組
 - (1) 日本の政府の取組
6. 第5次相互審査を通じた関係と金融機関等にご留意いただきたい事項
 - (1) 第5次対日相互審査における課題
 - (2) 金融機関等にご留意いただきたい事項
7. 終わりに

開催年	期数	内務
2026年	5月号 第1回	内務
	6月号 第2回	IO1
	7月号 第3回	IO2
	8月号 第4回	IO4
	9月号 第5回	IO4
2027年	10月号 第6回	IO5
	11月号 第7回	IO6
	12月号 第8回	IO7
	2027年1月号 第9回	IO8
	2月号 第10回	IO9
2028年	3月号 第11回	IO10
	4月号 第12回	IO11
	5月号 第13回	IO12
2029年	6月号 第14回	主と客
	7月号 第15回	主と客

（掲載年：内務は変更される場合があります）

1. はじめに¹⁾

前回はIO2（国際協力）について、FATFが各国に求める国際協力の概要、第5次相互審査における各国への指摘事項、及び第4次対日相互審査での指摘事項と日本政府の取組をご説明した。本稿では、IO3（金融機関等の監督・予防措置）について取り上げたい。

なぜ、マネー・ローディング対策等において、金

は、短期間のうちに全国各地の個人著名口座から多数の資金があり、その大部分が入金直後に別の金融機関の口座へ送金されていたのである。金融機関が顧客情報を確認したところ、口座開設時には「企業向けインターネット広告運用業務」と説明されていたにもかかわらず、実際の取引内容は事業活動から想定される資金の流れと大きく異なっていた。また、顧客から合理的な説明も得られなかったことから、金融機関は「疑



IO2
(7月号)

I03
(8月号)

拡散金融リスク評価書

2025年12月 マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策 政策会議
「拡散金融リスク評価書」を更新



(出所)財務省HP「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20241219114338.html

財務省HPのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のサイト

財務省

Ministry of Finance, JAPAN

[English](#) | [財務](#)

財務省の政策

財務省について

広報・報道

統計

申請・お問合せ

トップページ > 財務省の政策 > 国際政策 > マネロン等対策 > 知ってる？マネロン等対策



教えて！マネロン・
テロ資金供与・
拡散金融対策



国内の
取組を知る



国際的な
取組を知る



国民の皆様へ
広報・リンク集

知ってる？

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」という耳慣れない言葉。

難しそう？怖そう？自分に関係ない？

取引時の本人確認、送金や引落額の制限、入出国時の申告・・・

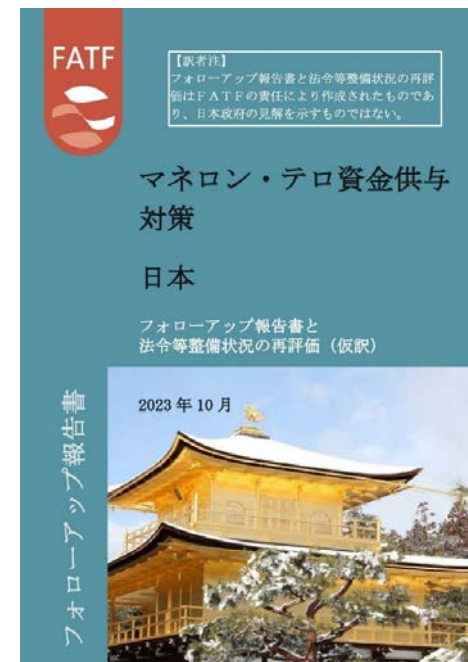
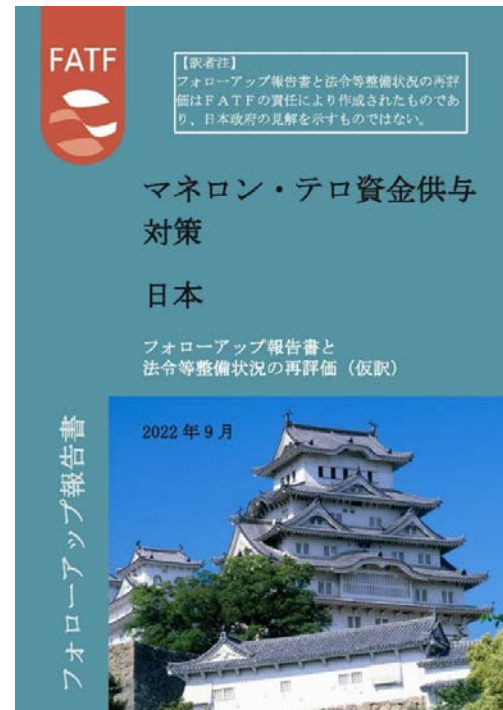
そんな普段の行動が、あなたの安全・安心なくらしとお金を守ります。

- ・ 第4次対日相互審査報告書(和訳あり)
- ・ 対日相互審査フォローアップ報告書(和訳あり)
- ・ 用語解説
- ・ 関係業界のワンストップリンク先
- ・ HPの英語版



第4次対日相互審査報告書、フォローアップ報告書(日本語訳)

2021年 第4次対日相互審査報告書 2022年 第1回フォローアップ報告書 2023年 第2回フォローアップ報告書 2024年 第3回フォローアップ報告書



(出所)財務省HP「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」(参考1)、(参考2)
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/3.efforts.html#sec01

